

国立・国定公園特別地域内での各種行為に係る許可基準の概要

地種区分	一般建築物の新築等 <i>白包</i>	分譲地等内の建築物の新築等 <i>アパート ホテル等</i>	車道の新築等
特別保護地区	●不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所でなければ目的が達成できない(必然性)場合を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●不可 (地表に影響を及ぼさない、農林漁業等、地域住民の日常生活の用に供するもの等を除く)
第1種特別地域			●残土を特別地域、特別保護地区等において処理しない ●農林漁業等、地域住民の日常生活に必要、公益上必要等のいずれかに該当 ●土砂の流出・崩壊の防止措置 ●大規模な切土・盛土を伴わない ●擁壁その他工作物の色彩・形態が周辺の風致景観と著しく不調和でない
第2種特別地域	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●土地勾配: 30%以下 ●公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている ●敷地境界線から5m以上離れている ●高さ13m以下 ●建築面積: 2000m²以下 等	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●保存緑地において行われるものでない ●分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが10m以下 ●集合別荘等については高さ13m以下 ●敷地面積が1000m²以上 ●敷地面積を戸数で除した面積が250m²以上 ●総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・40%以下(2特)並びに20%・60%以下(3特) ●土地勾配が30%以下 ●自然草地等でないこと ●公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること ●敷地境界線から5m以上離れていること ●建築物の建築面積が2000m²以下	
第3種特別地域	<i>景観条例の規定がこれより低ければ、低い方を適用する。</i>		
海中公園地区	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	

地種区分	その他の工作物の新築等	土地の形状変更	木竹の伐採	高山植物その他の指定植物の採取・損傷
特別保護地区	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為等を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができない ●対象種がその地域において絶滅のおそれがない
第1種特別地域			●単木択伐 ●択伐率が現在蓄積の10%以下 ●樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上	
第2種特別地域	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内のいずれかに該当	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと(階段状の造成でないこと) ●ゴルフ場の造成のためでないこと ●廃棄物の埋め立てによるものでないこと ●申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること ●範囲が必要最小限であること ●土砂の流出のおそれがないこと	●標準伐期齢以上 ●択伐の場合は現在蓄積の30%以下 ●皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 等	
第3種特別地域			●風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし	
海中公園地区	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)			